

## 岡山市町内会集会所新築等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 住民自治の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与するため、予算の範囲内において岡山市町内会集会所新築等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 市内に結成された町内会、自治会等をいう。
- (2) 集会所 町内会が設置、管理、運営し、及び維持管理費を負担し、地域住民が利用する建物で会議及び集会に必要な施設を備えているもの又は町内会が市有建物を借り受け、前記と同様の使用形態で利用しているもので、市長が特に認めたものをいう。
- (3) 新築 建築物の存しない土地の部分に集会所を造ること又は現存する集会所の全部を除去し、新たに集会所を造ることをいう。なお、既存の建物を買取り集会所として用いる場合（買取り後、改築するまでを含む。）も、新築とみなす。
- (4) 増築 1の敷地内にある既存の集会所の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること。）をいう。
- (5) 修繕 既存の集会所の維持管理上必要と認められる補修で、同物件の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。
- (6) バリアフリー化工事 高齢者及び下肢障害者の使用に対応できるよう、スロープ及び手すりの設置、段差解消等を行う工事で、別表第1に掲げるものをいう。
- (7) 合併処理浄化槽 岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成15年市告示第139号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (8) 耐震診断 既存の集会所の地震に対する安全性を把握するものであって、岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けたものをいう。
- (9) 耐震基準 耐震診断において「倒壊又は崩壊する可能性が低い」以上の性能をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、集会所の新築、増築及び修繕等（以下「新築等」という。）を行うものであって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建物の本体及び建物の本体に附帯する電気施設、給排水施設及び冷暖房施設工事等（以下「建物の本体等」という。）の新築又は増築を行う事業

- (2) 建物の本体等の修繕を行う事業（バリアフリー化工事及びトイレの新設を行う事業を含む。）
- (3) 合併処理浄化槽の設置を行う事業
- (4) (1) 及び(2) の事業に該当しないエアコンの購入設置及び修繕を行う事業
- (5) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手された集会所であって、耐震診断の結果倒壊の危険性がある集会所に対して、耐震基準を満たすための耐震改修工事を行う事業（ただし、岡山県が指定する耐震診断評価機関(※1)の評価を受けた補強計画に基づく耐震改修工事に限る。）

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、町内会とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号(※2)に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していないものは、補助事業者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものに限る。ただし、国、県又は市からの補助対象経費に係る補助金等（財産区からの補助金を除く。）の交付を受けるとき、又は、既存の集会所について火災保険に加入している場合で、補助対象経費について当該保険より補填されるときは、補助対象経費から当該金額を差し引いた額とする。

- (1) 建物の本体等の工事費（公共上下水道及び農業集落排水施設への接続に係る経費を含む。）
- (2) 合併処理浄化槽の設置に係る経費
- (3) エアコンの購入設置及び修繕に係る経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の各号に掲げる補助事業の区分ごとに、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号の補助事業 次に掲げる金額とする。ただし、500万円を上限とし、1万円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
  - ア 新築又は増築 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額
  - イ 買取り 次に掲げる金額を比較していずれか低い金額
    - (ア) 別表第2により計算した額に3分の1を乗じて得た額
    - (イ) 取得価格（改築工事費を含む。）に3分の1を乗じて得た額
- (2) 第3条第2号の補助事業 補助対象経費が30万円以上のものを対象とし、補助対

象経費に3分の1を乗じて得た額とする。ただし100万円を上限とし、1万円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- (3) 第3条第3号の補助事業 合併処理浄化槽の設置工事をする費用とし、次の表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表の右欄に定める額を上限とする。

人槽区分	補助金限度額
5人槽以下	332,000円
6人槽	414,000円
7人槽	414,000円
8人槽以上	548,000円

- (4) 第3条第4号の補助事業 補助対象経費が5万円以上のものを対象とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし10万円を上限とし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- (5) 第3条第5号の補助事業 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とする。ただし100万円を上限とし、1万円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項第1号の規定により算定した補助金額が100万円以下となる集会所及び新築又は増築に係る延床面積が33平方メートル未満の集会所については、同号の規定にかかわらず、同項第2号の規定により補助金額を算定するものとする。

#### (補助金申請の制限)

第7条 次の各号に定める場合は、補助事業を申請することができない。ただし、災害等特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第3条第1号の補助事業に係る補助金の交付確定日から10年を経過しない集会所、第3条第2号の補助事業に係る補助金の交付確定日から5年を経過しない集会所又は第6条第2項の適用を受ける新築若しくは増築に係る補助金の交付確定日から5年を経過しない集会所については、第3条第1号及び2号の補助事業を申請することができない。

- (2) 第3条第3号の補助事業に係る補助金の交付確定日から10年を経過しない集会所については、第3条第3号の補助事業を申請することができない。

- (3) 第3条第4号の補助事業に係る補助金の交付確定日から5年を経過しない集会所については、第3条第4号の補助事業を申請することができない。

- 2 第3条第5号の補助事業に係る補助金は、同一の補助対象となる集会所について1回限りとする。この場合において、当該補助事業を実施した集会所は、補助金の交付確定日から10年を経過しなければ第3条第1号の補助事業を申請することができない。

#### (交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積明細書の原本
- (2) 位置図、平面図等
- (3) 敷地の所有権及び使用権に関する書類（エアコンの購入設置・修繕の場合は除く。）
- (4) 建築確認が必要な工事の場合は、確認済証の写し
- (5) 修繕の場合は、着工前の写真
- (6) 合併処理浄化槽設置の場合は、浄化槽構造図に関する書類
- (7) 耐震改修工事の場合は、建築工事着手時期が推測できる書類、集会所外観写真、耐震診断及び補強計画の報告書の写し、評価書の写し
- (8) エアコンの購入設置・修繕の場合は、エアコンのカタログや写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は、要しないものとする。（エアコンの購入設置・修繕の場合に限る。）

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実施後の写真
- (2) 完了検査済証の写し（建築確認が必要な工事の場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

箇所名	対象工事
箇所共通	手すりの取付け 床の段差解消 すりつけ板・スロープの取付け（取付工事を伴うもの） ドア（開き戸）の引き戸、折れ戸への取替え 水洗金具のレバー式への取替え 建具の取手のレバー式、棒状への取替え
便所	便器の洋式化
玄関・廊下	土間のかさ上げ、土間スロープの設置 踏み台、階段の設置（設置工事を伴うもの）
階段	ノンスリップの取付け
集会室・流し場	床材の変更（畳をフローリングなどに張り替え）
外部	屋外スロープの設置（勾配1／12以下）

別表第2（第6条関係）

対象	算定方法
買取り	1平方メートル当たりの補助基準単価に建築延床面積及び残存価値率（耐用年数から経過年数を差し引いたものを耐用年数で除して得た数値）を乗じて得た額に改造工事費（補助対象経費）を加えた額

## 備考

- （1）補助基準単価は、別に定める単価による。
- （2）残存価値率が0.2を下回る場合は、0.2を残存価値率とする。
- （3）耐用年数は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）に定める耐用年数を基準とする。